

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年12月22日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第46号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則

次に掲げる条例の施行期日は、令和5年12月27日とする。

- (1) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第27号）
- (2) 公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第28号）
- (3) 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第30号）
- (4) 香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第31号）